

## 真菌培養加算に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年度の診療報酬改定により「真菌培養加算（122点）」が新設されましたことから、弊社における真菌培養加算の取り扱いを下記の通りご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■実施日 2026年 8月 1日(土) ご依頼分より

### ■変更内容

培養同定の指示菌「一般細菌」と同時に真菌培養(下記の指示菌のいずれか)を併せてご依頼いただいた場合、真菌培養加算の算定対象となり122点の加算が可能となります。

つきましては、改定の趣旨に基づき、同一検体について指示菌「一般細菌」と同時に真菌培養をご依頼の場合は、ご請求の対象とさせていただきます。

### ■真菌培養加算の対象指示菌

指示菌コード	指示菌名
7101	真菌
7112	酵母様真菌(カンジダ)
7113	糸状菌
7126	クリプトコッカス
7128	白癬菌
7143	癩風菌

+

指示菌コード	指示菌名
7115	一般細菌

※真菌培養のみのご依頼の場合は、検体の採取部位別の所定点数のみの算定となります。

### 【診療報酬改定の概要】

D018 細菌培養同定検査 注2

同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。